

平成21年6月8日

泉南市議会議長
谷 外 嗣 様

議会改革に関する懇談会
会 長 角 谷 英 男

議会改革に関する懇談会第2次答申について

議会改革に関する懇談会は、市民の負託に的確にこたえるために、議会審議の活性化、議会活動の透明化を進め、市民に分かりやすい議会となるべく、議会、議員の活性化等について、平成21年1月13日の第1回懇談会から2月18日まで6回の会議を開催し、議論を重ね、平成21年2月13日に一般（代表）質問に関する緊急答申を行い、又、同18日には、会議規則、及び議会運営について「第1次答申」を行い、第1回（3月）定例会から試行・実施いたしました。

このたび、「緊急答申」及び「第1次答申」において決定された項目について検証を行うとともに、引き続き議会改革を図るため、平成21年4月7日の第7回懇談会から6月2日までの4回の会議を開催し、精力的かつ慎重に議論を重ねた結果、第2次答申を行います。

■本答申に関係した者の氏名

	氏 名	備 考
会 長	角 谷 英 男	
副会長	松 本 雪 美	
委 員	木 下 豊 和	
委 員	中 尾 広 城	
委 員	北 出 寧 啓	
委 員	南 良 徳	

■これまでの経過について

本懇談会では、平成21年1月13日に各会派（及び会派に属さない議員）から議会改革に関する項目について、提出を求め、改革項目の集約を行い、平成21年2月13日まで5回の会議を開催し、2月13日には、代表質問時間及び質問通告書の見直しについて、緊急答申（別紙①）を行いました。そして、平成21年2月18日に第1次答申（別紙②）を行いました。

今回の第2次答申については、第1次答申以降、4回にわたって開催された会議において、協議、決定された項目について、取りまとめを行うものです。

（第1次答申に係る会議）

第1回懇談会	平成21年1月13日（火）	議長から議会改革に関する項目について諮問
第2回懇談会	平成21年1月20日（火）	会議規則に関する項目について
第3回懇談会	平成21年2月 2日（月）	会議規則に関する項目について
第4回懇談会	平成21年2月 9日（月）	議会運営に関する項目について
第5回懇談会	平成21年2月13日（金）	緊急答申
第6回懇談会	平成21年2月18日（水）	第1次答申

（第2次答申に係る会議）

第7回懇談会	平成21年4月 7日（火）	3月定例会の検証について
第8回懇談会	平成21年4月20日（月）	3月定例会の検証について
第9回懇談会	平成21年5月19日（火）	情報公開に関する項目について
第10回懇談会	平成21年6月 2日（火）	情報公開に関する項目について

■検討方法について

会議ではまず、第1次答申を受け、議会改革の取り組み項目として平成21年第1回定例会で実施・試行・された項目の検証を行い、その後、第1次答申において引き続き検討課題とされた項目及び、議会運営に関する項目（発言通告書の提出）、又、情報公開に関する項目（議会のテレビ中継）について議論を重ねました。

■平成21年第1回（3月）定例会において試行・実施した項目の検証について

1. 会議規則の改正について

第1回（3月）定例会において、質疑の回数を含む、会議規則の改正が行われたが、会議の運営に当たって、特に質疑の回数については、3回の原則を遵守することを確認しました。

また、質疑の際は、意見等の陳述は行わず、討論を含め、発言は簡潔に行い、内容についても、重複を避けるよう努力することを確認しました。

2. 議会運営に関する見直しについて

(1) 代表質問順位の決定について

これまで「くじ」で決定していた発言順位について、会派人数に応じ、発言順位を決定すべきとの提案がありましたが、議論の結果、これまでどおり「くじ」による抽選によることを確認しました。

(2) 議案審議の順序の見直しについて

第1次答申において、引き続き、検討課題とされていた一般質問、議案審議の順序について、現状においても、特に問題点もないことなどから、従来どおり、一般質問ののち、議案審議を行うことを確認しました。

(3) 発言席の設置について

第1回（3月）定例会より、試行・実施した発言席からの質問について、発言席の位置、形状を見直し、第2回（6月）定例会においても、引き続き、実施することを確認しました。

(4) 意見書等の提出について

意見書等の提出にあたっては、議員の議案提出権を尊重しつつ、全会一致となるようあらかじめ議会内で調整、意見集約に努力することを確認しました。

(5) 議会日程の遵守について

議会の会議日程については、議会運営委員会の決定を遵守するとともに、会期の決定については、議案の審議が十分に行われるよう決定することを確認しました。

■平成21年第2回（6月）定例会または、それ以降に試行・実施すべき項目について

1. 議会運営について

(1) 発言通告について

本市議会会議規則第51条には、あらかじめ議長に発言通告を行うことが明記されており、これまで発言通告については、行われておらず、同52条に基づき、発言を行ってきたが、議会改革を進める中で、本会議での議論の活性化につながるものとして、発言通告に努めることを確認しました。発言順位については、発言通告書の提出順に行うことも併せて確認しました。

(2) 議会日程の見直しについて

これまで各委員会、協議会の会議については、午前、午後で開催されていた会議を、議案審議の充実を図るため、1日1委員会の開催とすることを確認しました。また、議案審議の充実にあたって、議案書の送付日の見直しを行うとともに、質問通告及び、議案等に対する発言通告の期限を新たに設けるなど、見直しを行いました。

2. 議会の情報公開について

(1) 会議のインターネット中継等について

議会活動の透明化、市民に分かりやすい議会となるべく、情報発信の手段として、会議の中継について、議論を行いました。中継の方法については、インターネット、テレビ（CATVを含む）などが提案され、中継にあたっては、本会議のみの中継や、設備を有効的に活用することから、委員会についても中継すべきなど、意見があり、議論の結果、当面は本会議のみの中継とし、インターネット配信及び市役所玄関ロビーにてテレビ中継を行います。実施の時期については、予算の確保及び運用にあたっての法令等が整備され次第行うこととし、委員会の中継については、引き続き、検討することになりました。

(2) 傍聴者への資料の配布について

傍聴者への資料の配布については、閲覧にとどめるべきとの意見があり、議論の結果、閲覧に限ることとし、閲覧すべき資料については、議案書以外の資料（予算・決算書等）や議案の内容を解説した資料も閲覧すべきとの意見が出され、各市の実施状況を参考に議論した結果、本会議について、議案書を閲覧することで引き続き、実施にあたり、具体的な方法等を検討することになりました。

(3) 傍聴席の改修について

傍聴席に設置されたアクリル板の撤去について、検証した結果、現時点では、傍聴にあたっては、特に支障がないものの、アクリル板の撤去にあたっては、予算措置の必要性、また、各種法令等の検証を行う中で、引き続き、検討することになりました。

3. その他

1) 決算審査特別委員会について

これまで第3回（9月）定例会において、上程され、閉会中に継続して審議を行っていた決算審査特別委員会について、翌年度の予算に反映させるべく、定例会の会期中に審議との意見がありましたが、今回の議論においては、結論に至りませんでした。